

告 示

埼玉県告示第八百九十一号

県営土地改良事業芳沼地区（農業用排水施設整備事業）の緊急耐震工事を令和四年一月二十四日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年八月十八日

埼玉県知事 大野 元裕